

参考見積徴収に係る行政手続の効率化及び関係業者の負担軽減について (お知らせ)

令和6年5月7日
名張市契約検査室

建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品取扱等（業務請負・物件納入）の設計金額（予定価格）算出のために徴収する参考見積について、行政手続の効率化及び関係業者の負担軽減を図るため、一部手続の簡素化を行うこととしました。

1 今後の運用

- （1）参考見積に係る全ての書類において、押印省略を可とします。ただし、発注担当室が押印を必要とする場合は、押印をお願いします。
- （2）参考見積に係る全ての書類は、電子メールによる送付を可とします。

2 適用

- （1）本運用は、令和6年6月1日以降、名張市が施行する建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品取扱等（業務請負・物件納入）の設計金額（予定価格）の参考とする見積（参考見積）の徴収に適用します。
- （2）随意契約のための見積は、本運用の適用対象外です。従来通り、押印をお願いします。